

建材製造企業の責任 初認定



また「一人親方」については、労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして、国に対しては救済を否定したものの、立法府

企業の賠償は「一人親方」も対象

判決では国に対し、総額1億418万円、建材製造企業9社に対して総額1億1245万円の支払いを命じるもので、初めて企業の責任を認めさせた画期的な判決を勝ち取りました。
この判決では、吹付作業者に対する規制については、昭和47年10月1日以降、建設屋内での石綿切断などの作業については平成14年1月1日以降、国がアスベスト建材について防じんマスクの着用や集じん機付き電動工具の使用、さらには警告表示を義務付けることの規制を怠ったことの違法性を認めました。

1月29日、関西アスベスト訴訟京都判決が言い渡され、国と建材製造企業（メーカー）の責任を認める判決を言い渡しました。企業責任については、建設アスベスト訴訟において、初めて認める判決となり画期的な判決となりました。

一人親方の救済に向け一歩前進



京都判決報告集会で連帯発言する九州訴訟団の柴田原告（京都集会）

の責任を問うことにより、解決されるべき問題であるとなりました。（国で解決するべき問題）
さらに判決は、主要なアスベスト建材製造企業である株式会社エーアンドエーマテリアルやニチアス株式会社、株式会社ノザワなど9社について、共同不法行為責任を肯定し、同種の訴訟で初めて企業の賠償責任を認めました。また「一人親方」への企業の賠償について、警告表示をすべきだったとして、その賠償の対象となりました。アスベストの危険性を知りながら、利益追求のため、安全であるかのようにアピールして、製造・販売を続けた企業の加害責任を認めたものとして高く評価できるものです。



連帯集会（福岡市中央市民センター）で喜ぶ原告団（1月29日）